

4大監査法人の監査の品質管理について

平成18年7月10日

公認会計士・監査審査会

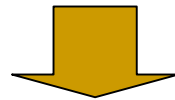
公認会計士・監査審査会委員

脇田 良一

1. はじめに

4大監査法人の検査で検証した限り、いずれの法人についても、

- 法人としての品質管理：
監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分
- 個々の監査業務の品質管理：
監査の基準への準拠に不十分なものあり



- 法人として監査の品質管理のための組織的な業務運営の改善が必要

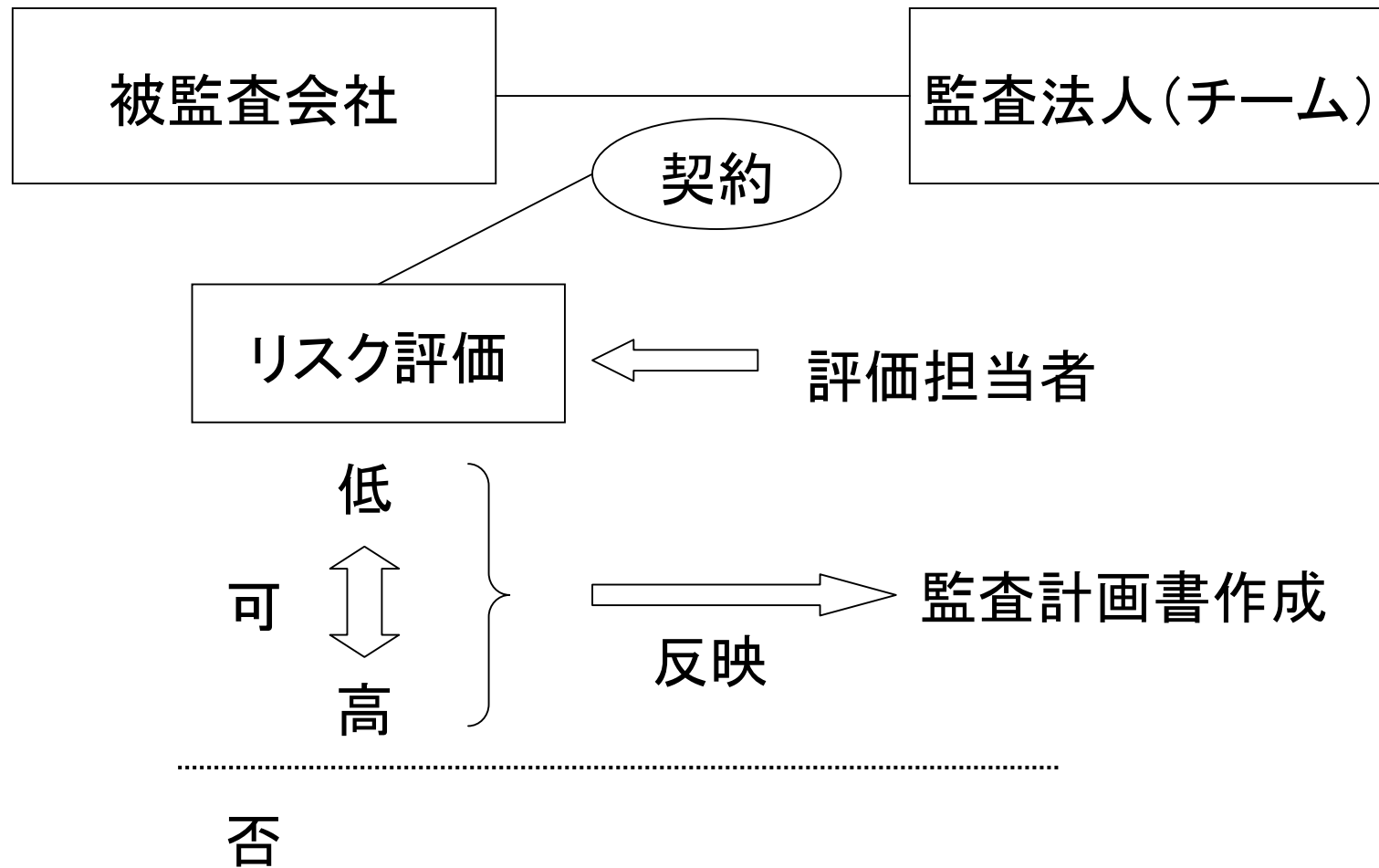
1-2

- 検査：公益又は投資者保護のため、監査の品質管理上の問題を指摘するもの
- 組織的な業務運営が不十分 \neq 監査意見の表明が不適切
- 検査手法・・・諸外国と同程度
- 検査結果・・・諸外国と共通
 - 各国機関 米国 PCAOB
 - 英国 FRC(POBA)
 - カナダ CPAB
- 国際的連携 監査人監督機関円卓会議

2. 監査法人の監査の品質管理を支える体制

- 業務運営全般
 - ・法令等遵守態勢に不十分な点
 - ・地方事務所の管理態勢に不十分な点
 - 職業倫理及び独立性
 - ・手続の運用に不十分な点
 - 研修等人事管理
 - ・管理態勢に不十分な点
-

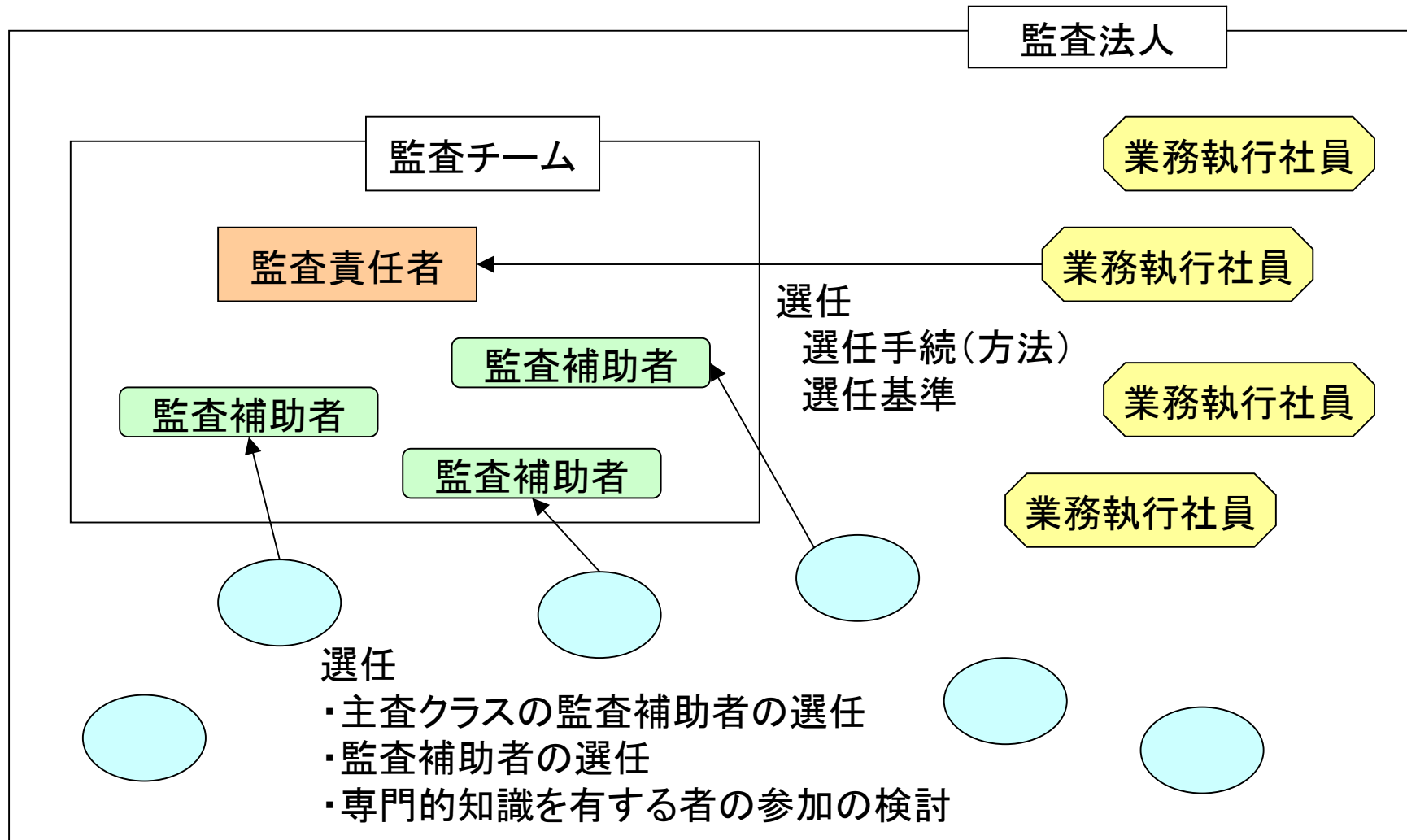
3. 監査契約の新規締結／更新



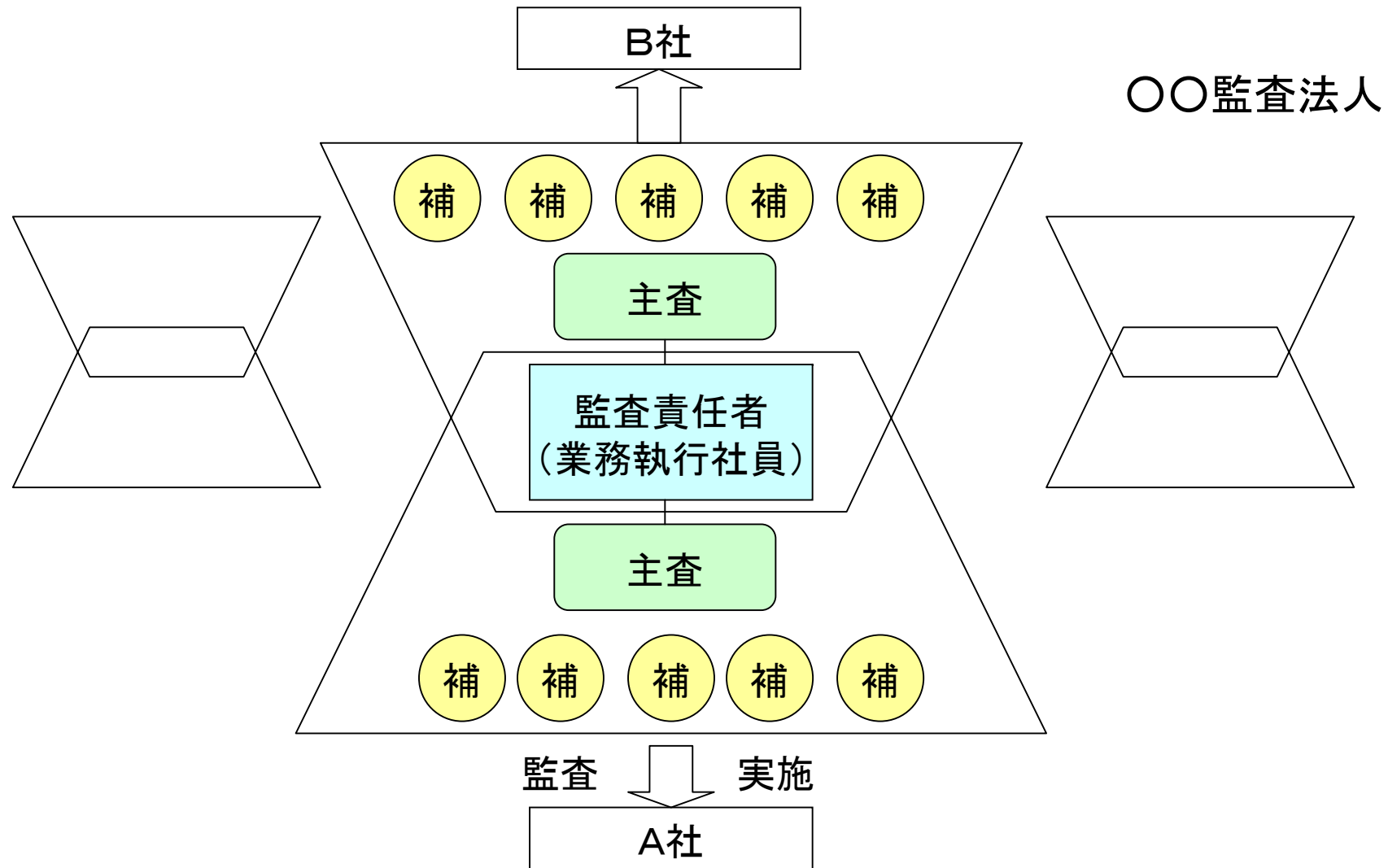
3-2

- リスク評価手続不十分
 - ・リスク評価申請
 - ・リスク評価基準
 - ・リスク評価結果への対応
 - ・リスク評価の重要性の認識
-

4. 監査チームの編成



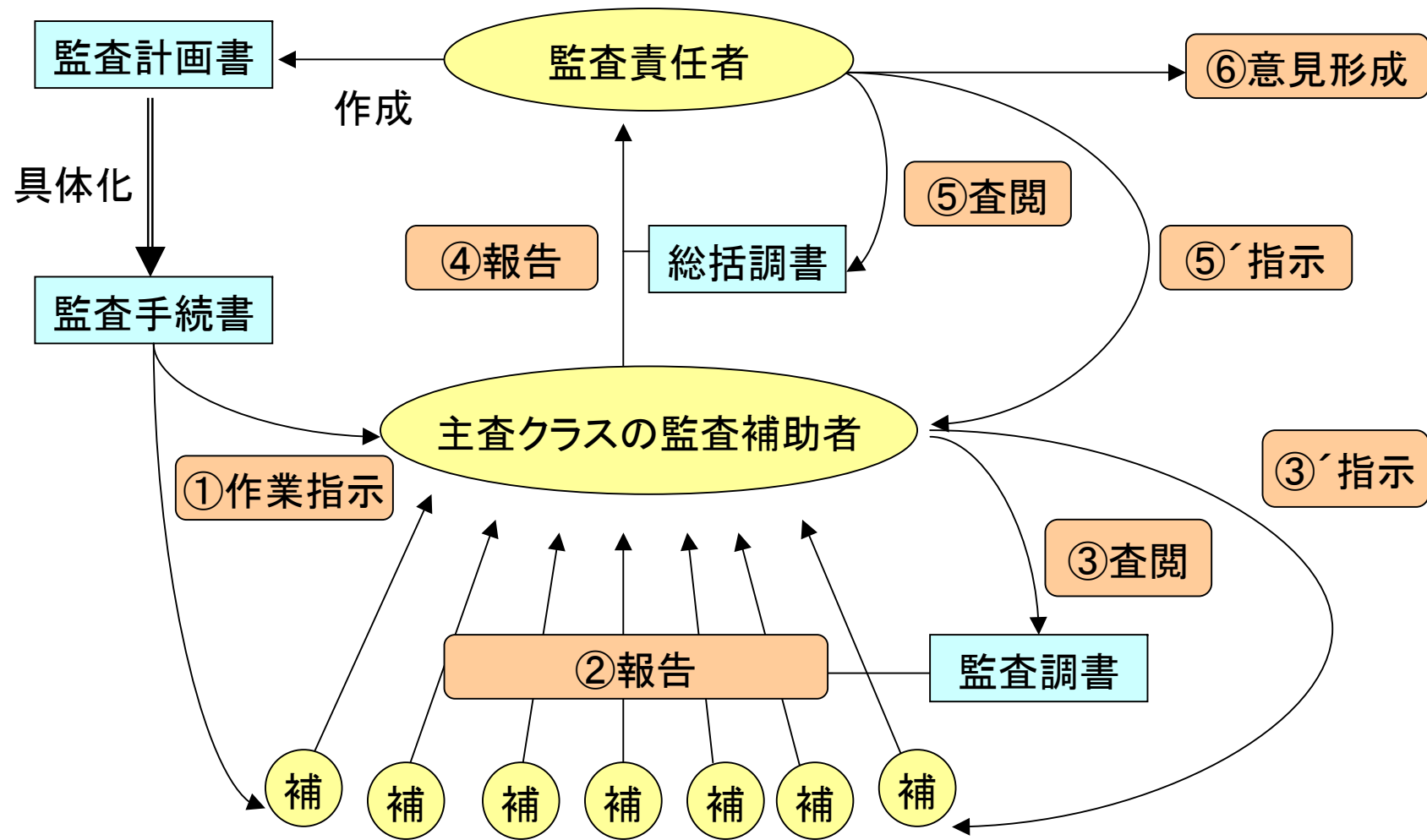
4-2. 監査チームのイメージ



4-3. 監査チームによる組織的監査

- チームの監査方針の明示
 - ・監査計画書の作成
 - ・監査手続書の作成
 - 指揮・命令系統の明確化
 - ・補助者の指導監督の徹底
 - 監督業務の責任分担の明確化
-

4-4. 監査チーム内の指揮監督体制のイメージ



5. 監査計画書・監査手続書の作成

①契約リスクの評価結果

②リスク・アプローチによる
固有リスク及び統制リスク
の評価

$$AR = IR \times CR \times DR$$

③重要性の基準値

監査計画書の作成

監査手続書の作成

・統制評価手続

手続の種類・実施範囲・

実施方法・実施時期・実施者



・実証手続

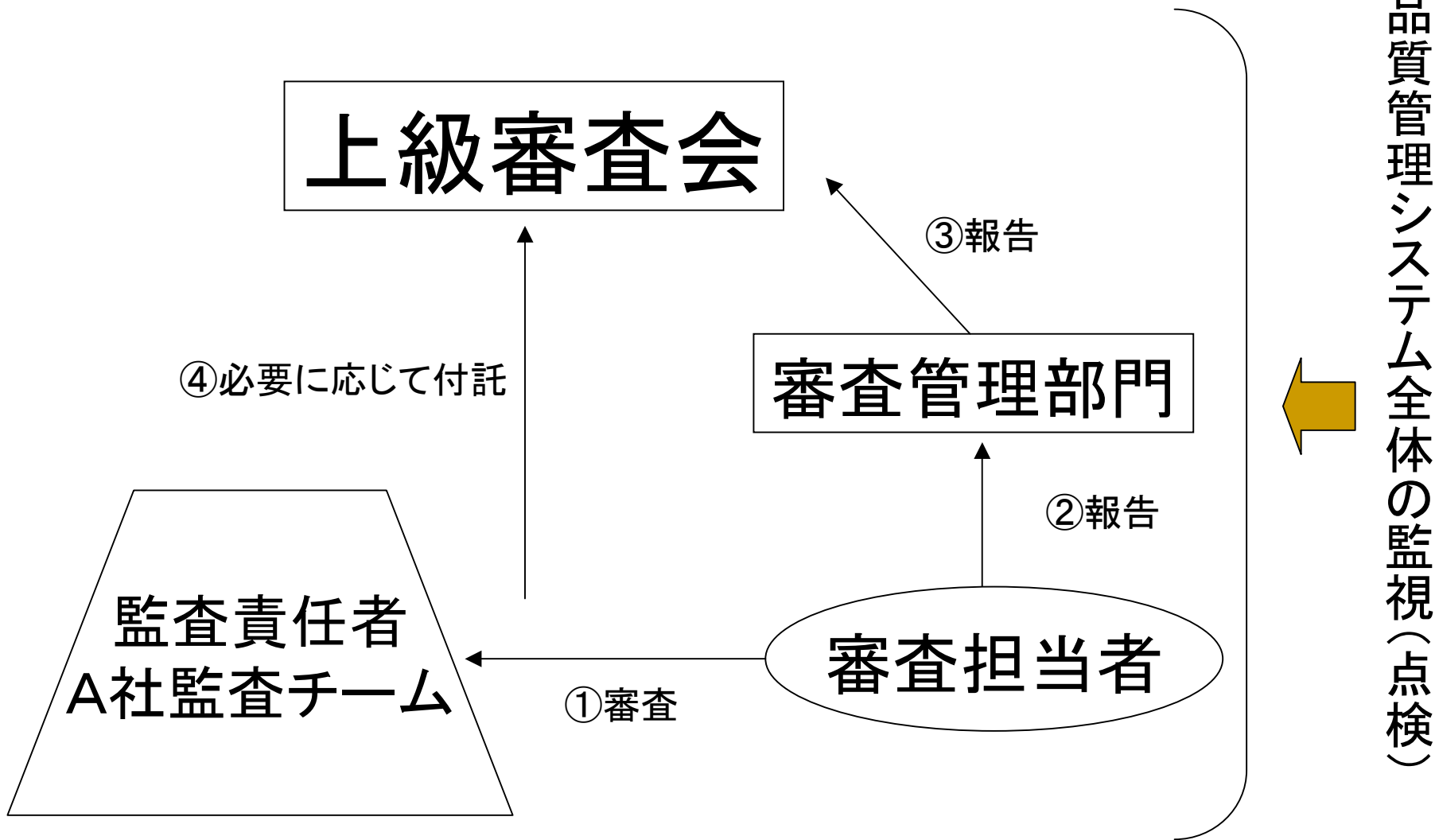
手続の種類・実施範囲・

実施方法・実施時期・実施者

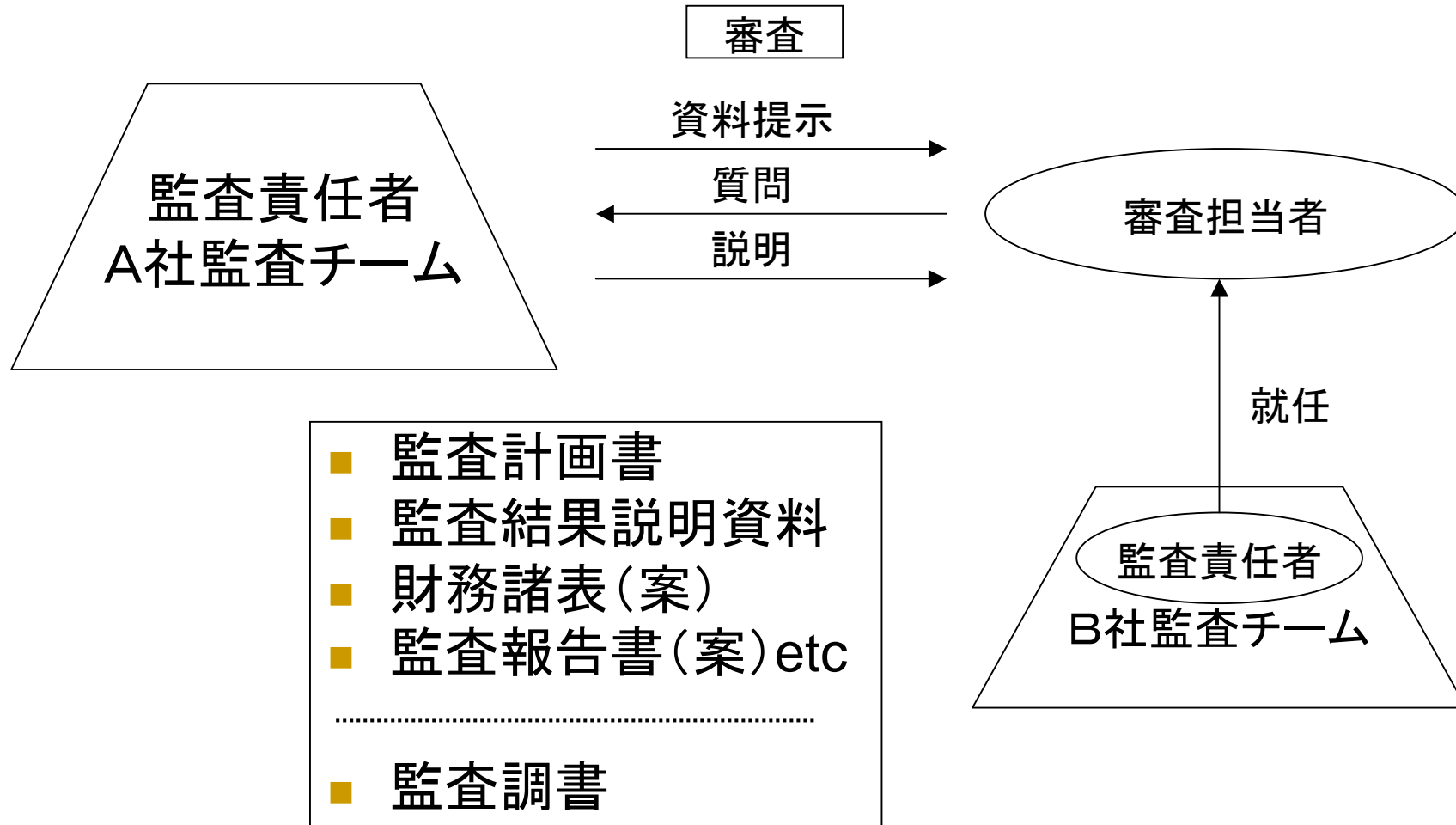
6. 監査業務の遂行

- 実証手続等
 - 会計上の見積り等
 - その他の手続
 - 監査意見の表明に係る手続
-

7. 監査業務に係る審査のイメージ



7-2



7-3

■ 監査業務に係る審査

- ・基本的に「同僚相互審査方式」⇒種々の制約
 - ・・・ 審査の深度に限界
- ・審査担当者もしくは監査責任者による付託、その他必要とされた事例のみ上級審査会の合議審査となることの限界
- ・審査担当者の審査への依存

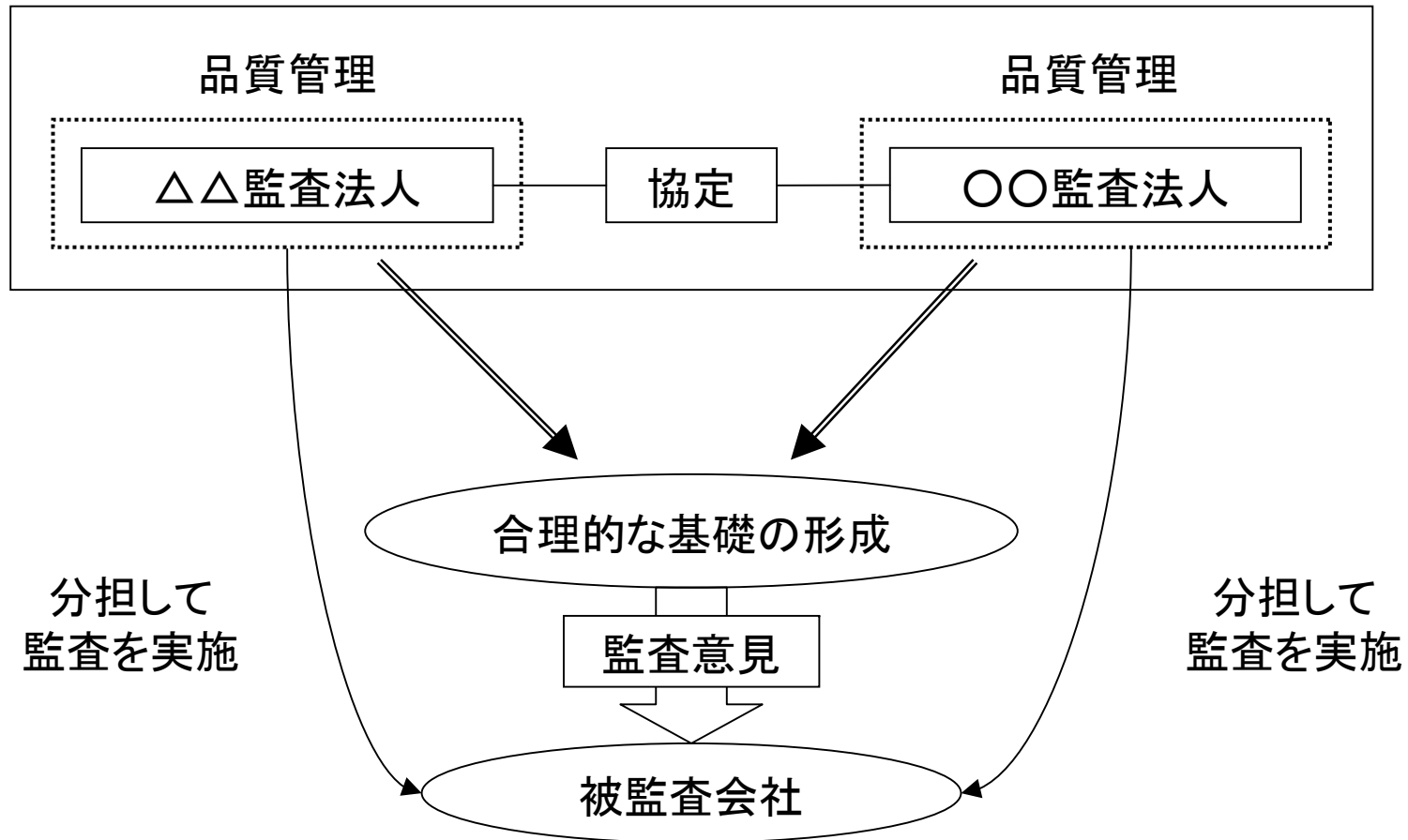
- ・審査担当者の負担への留意不十分
- ・上級審査会の構成員の適格性の検討も不十分

8. 監査調書

- 監査調書の作成整備・査閲・保存不十分
 - 監査チームの組織的業務管理手段としての重要性の認識が不十分
 - 法人としての組織的品質管理体制における審査資料としての重要性の認識が不十分
 - 監査調書の記載不備により、実施されるべき監査手続が実施されたかの検証不能(←品質管理の基礎)
-

9. 共同監査

共同監査



9-2

- 共同監査に関する具体的な方針と手続の整備が不十分
- 共同監査を担う両法人の監査責任者間の意思疎通が不十分な事例
- 意見形成過程において、分担部分について、お互いに相手方任せとなっている事例

10. 組織的監査(まとめ)

- 監査チーム内での補助者に対する指導監督が不十分
 - ・特に監査調書の上級者による査閲が不十分
 - 法人としての監査チームの監査業務に係る審査が不十分
法人としての品質管理システムの監視(点検)の運用が不十分
 - 組織的監査を設立目的とする監査法人として、統一的業務運営が不十分
 - ・特に地方事務所を包括する体制が不十分
-

<参考>

中小監査事務所における監査の品質管理上の論点

- (1) リスク・アプローチ
- (2) 残高確認
- (3) 新規受嘱及び継続
- (4) 審査
- (5) 共同監査(大手監査法人与
中小監査事務所)

監査法人の規模別分布状況

(平成17年3月末:所属公認会計士数)

